

## 会 議 結 果 等

会 議 名 称	令和5年度第2回（第17回）加古川市空家等対策審議会
開 催 日 時	令和6年2月15日（木）午後1時55分 から 3時30分まで
開 催 場 所	加古川市役所新館 6階 161会議室
出 席 者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>梶 哲教、松尾 信也、山崎 由起子、東野 アドリアナ、新上 達也、 藤原 典男、松尾 成史</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>都市計画部次長、住宅政策課職員</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 委員出席状況等</p> <p>3 議題</p> <p>（1）議案第1号 特定空家等の認定について</p> <p>（2）議案第2号 相続財産清算人の選任申立について</p> <p>（3）議案第3号 管理不全空家等の認定基準の策定について</p> <p>（4）報告第1号 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴う、「加古川市空家等の適正管理に関する条例」の改正について</p> <p>（5）報告第2号 加古川市マンション管理適正化推進計画の策定について</p> <p>（6）報告第3号 特定空家等の状況について</p> <p>4 閉会</p>
審 議 結 果	<p>1 議案第1号</p> <p>諮問のあった空家等（加古川市志方町）について、勧告相当の特定空家等として認定し、建築物（一部建築物を除く）を除却するよう指導することは、妥当であると判断する。</p> <p>2 議案第2号</p> <p>諮問のあった空家等（加古川市別府町）について、相続財産清算人の選任申立を行うことは、妥当であると判断する。</p> <p>3 議案第3号</p> <p>諮問のあった管理不全空家等の認定基準の策定について、諮問案を基準に策定することは、妥当であると判断する。</p> <p>なお、次の点について検討されたい。</p> <p>（1）管理不全空家等より危険度の高い特定空家等について、勧告ができる認定基準とすること。</p> <p>（2）今後、衛生上有害に関することや景観悪化に関すること、周辺の生活環境の保全への影響に関することについて、加古川市の実情に応じた管理不全空家等・特定空家等の認定基準を定めること。</p>